

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【事業年度】	第52期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社アサックス
【英訳名】	ASAX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 草間 雄介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
【電話番号】	03(3445)0404
【事務連絡者氏名】	総務統括部長 小林 一成
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
【電話番号】	03(3445)0404
【事務連絡者氏名】	総務統括部長 小林 一成
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
営業収益 (千円)	6,261,374	6,066,960	6,002,256	5,822,202	5,910,937
経常利益 (千円)	4,237,529	4,262,559	4,269,275	4,051,293	4,115,950
当期純利益 (千円)	2,740,620	2,749,872	2,763,595	2,621,790	2,681,760
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	2,307,848	2,307,848	2,307,848	2,307,848	2,307,848
発行済株式総数 (株)	10,993,500	10,993,500	32,980,500	32,980,500	32,980,500
純資産額 (千円)	30,641,482	32,896,715	35,165,670	37,292,820	39,479,941
総資産額 (千円)	69,681,730	72,352,492	71,475,862	76,010,712	78,826,761
1株当たり純資産額 (円)	929.20	997.59	1,066.40	1,130.90	1,197.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	45 (-)	45 (-)	15 (-)	15 (-)	18 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	83.10	83.39	83.80	79.50	81.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.0	45.5	49.2	49.1	50.1
自己資本利益率 (%)	9.28	8.66	8.12	7.24	6.99
株価収益率 (倍)	6.38	7.27	6.21	7.36	8.80
配当性向 (%)	18.0	18.0	17.9	18.9	22.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,012,296	736,427	3,421,852	1,870,682	3,011,499
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	100,379	43,113	50,100	24,364	33,446
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,565,770	117,627	3,688,543	2,012,093	65,497
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,279,511	2,855,199	2,538,408	2,704,183	5,616,739
従業員数 (人)	82	84	83	82	74
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	120.8 (114.7)	141.0 (132.9)	125.3 (126.2)	143.0 (114.2)	176.1 (162.3)
最高株価 (円)	1,698	1,978	679 (2,276)	765	789
最低株価 (円)	1,283	1,515	505 (1,782)	515	541

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等を含んでおります。

3. 持分法を適用すべき関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第48期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

7. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第50期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年月	事項
1969年7月	自営業者、及び個人顧客への事業資金等の貸付を目的として株式会社朝日企業を設立 (本店：長野県長野市大字鶴賀権堂町)
1970年3月	本店移転(東京都中野区中野) 本店移転に伴い、旧本店を長野支店へ変更
1974年6月	本店移転(東京都中野区中野)
1983年1月	商号を株式会社朝日不動産ローンに変更
1983年12月	「貸金業の規制等に関する法律」の施行に伴い、貸金業登録 現在の登録番号 関東財務局長(13)第00035号
1984年8月	本店移転(東京都新宿区四谷)
1995年3月	事業の効率化を図る目的で不動産担保ローン業を営んでいた株式会社朝日不動産ローン(本社富山県)及び不動産賃貸業を営んでいた富士商事株式会社(本社富山県)の2社を吸収合併し、経営統合を行う
1995年5月	首都圏で初の支店として大宮支店(埼玉県大宮市[現：さいたま市])を開設
1995年10月	本店移転(東京都中央区銀座) 商号を株式会社アサックスに変更
2005年3月	本店移転(東京都渋谷区広尾) 本店移転に伴い、旧本店を銀座支店として開設
2007年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2008年3月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2015年9月	株式会社フォーサイトを設立

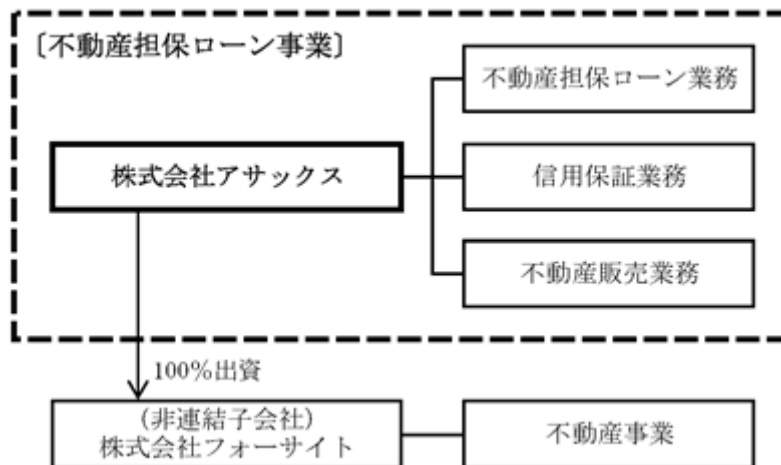
3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社アサックス）、非連結子会社1社及びその他の関係会社1社で構成されており、不動産担保ローン業務、信用保証業務及び不動産販売業務を主な業務内容としており、不動産担保ローン事業の単一セグメントです。

（業務内容）

業務区分	業務内容
不動産担保ローン業務	不動産を担保とする事業資金等の融資を行っております。
信用保証業務	金融機関が行う不動産担保融資に対する信用保証業務を行っております。
不動産販売業務	債権回収を目的とした不動産の取得、販売を行っております。

（事業系統図）



- （注）1．株式会社フォーサイトは重要性が乏しいと判断し、非連結子会社としております。
2．その他の関係会社である株式会社フレキシブルは、当社グループとの事業上の関係が希薄であるため、事業系統図への記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社フレキシブル	東京都中央区	3,000	有価証券の保有、売買ならびにその運用	被所有 33.34	役員の兼任等
(非連結子会社) 株式会社フォーサイト	東京都港区	10,000	不動産事業	100.00	-

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
74	32.2	9.64	6,519,302

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 当社は不動産担保ローン事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメントに関連付けた記載は行っておりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は本報告書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営方針

当社が行っている不動産担保ローン事業は、不動産市況の影響を受けやすいため、担保価値の下落による貸倒リスクをいかに抑えていくかが重要となります。また、地価の上昇局面においては、ビジネスチャンスは広がりますが、反落した場合のリスクを常に意識した経営が必要です。

そのため、当社では好況時、不況時にかかわらず「財務の健全性」を重視し、貸倒れを抑えたローコスト経営を堅持することで、着実な成長を続けていくことを基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

今後、中長期に亘って当社が成長を続けていくためには、財務の健全性に加え、積極的な営業展開も必要不可欠です。不動産担保ローン事業が今後も当社の収益の中核ではありますが、中長期的な成長戦略として、不動産担保ローン事業で培ったノウハウを活用できる隣接事業の構築を図りたいと考えております。

その一環として、金融機関が行う不動産担保ローンの保証業務を行っております。今後も業務提携により保証業務を拡大し、収益基盤の強化を目指してまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

当社が行っている不動産担保ローン事業は、不動産市況の影響を受けやすいため、その動向に留意する必要があります。本報告書提出日現在において、新型コロナウイルス感染症による不動産市況への影響は限定的であるものの、同感染症の影響が長期化した場合の不動産市況の動向には不確実性が内在しており、当社を取り巻く経営環境は不透明な状況で推移すると見込まれます。当社では、不動産市況の動向に留意しつつ、従来からの基本方針である「財務の健全性」を重視し、貸倒れを抑えたローコスト経営を堅持することで、着実な成長を続けてまいります。

なお、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

知名度向上による企業ブランド力の強化

当社はインターネット広告及び交通広告を中心にプロモーション活動を展開し、企業認知度及びブランド力の向上を図っております。今後は、従来通りの地道な活動に加え、新たな広告媒体の導入等により、企業認知度及び商品の有用性の積極的なプロモーション活動を行い、企業ブランド力の強化を図っていく所存です。

企業体質の強化

当社はお客様の企業採算に乗る金利での資金供給を経営の基本方針にしております。この方針に基づき、お客様への貸出利率の引き下げを図りつつ、優良な顧客の開拓を積極的に行い、信用コストを抑えた良質な営業貸付金残高の積み上げを行ってまいります。

資金調達面におきましても金融機関からの借入コストの軽減を図ることに加えて、直接市場からの低利での資金調達にも注力し、財務内容の健全性を高め、企業体質の強化を図ってまいります。

人材の育成

当社の財産は社員であり、当社が健全に成長していくためには、会社の経営理念をよく理解し、ロイヤルティが高い優秀な社員の育成が必須と認識しております。

そのため、社員の行動原理・原則を記した「企業行動憲章」の制定のほか、キャリアに応じた階層別研修を実施する等、人材育成の体制を構築しております。

このような体制の下、業務遂行に必要な知識や技術の習得及びコンプライアンスの徹底を図り、高い専門性と倫理観を兼ね備えた人材となるよう育成を行っております。

2【事業等のリスク】

以下に記載いたしました「事業等のリスク」は、当社が把握している情報に基づく想定及び見解を基に当社の事業展開上リスクとなる可能性があると考えられる主要な事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家への積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 市場環境の変化に関するリスク

不動産市況の変化に伴うリスク

当社の行う不動産担保ローンのビジネスモデルは不動産市況の影響を受けやすいため、不動産市況が悪化した場合、担保不動産の価格下落を受け新規の貸付が減少するリスクが高まることにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸付債権の悪化に伴うリスク

不動産市況が悪化して地価が下落した場合には、担保不動産の価値の目減りによって、債権の与信が悪化する可能性があります。当社は、貸付における厳格な与信判断及び途上与信管理における債権メンテナンス（担保不動産の再評価）に注力し、健全な債権内容の維持に努めております。

しかしながら、今後不動産市況が悪化した場合、担保不動産の価格下落による担保不足の貸付債権の増加リスク及び顧客の返済能力の低下による支払遅延リスクが高まることにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒リスクについて

当社の不動産担保ローンは、概ね1年から5年の期間でお客様に融資いたしております。担保物件の多くは居住用不動産ですが、景気動向、金利動向、地価動向等によって価額の影響を受けます。

また、担保の一部には収益不動産がありますが、同様に金利動向、賃貸の需給バランスによる賃料相場等により価額の影響を受けます。

当社は、商業不動産、大型不動産、特殊な用途の不動産等需要が限定的な不動産は原則として担保とせず、一顧客当りの平均貸付額は20,000千円程度（2021年3月期）と小口分散を図っておりますが、不動産価額の変動によっては貸倒れが増加し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の最近5事業年度における営業債権に係る貸倒引当金及び貸倒損失は以下のとおりです。

	第48期 (2017年3月期)	第49期 (2018年3月期)	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)
貸倒引当金 (千円) (貸倒引当率)	86,000 (0.13%)	88,300 (0.13%)	88,800 (0.13%)	79,800 (0.11%)	79,700 (0.11%)
貸倒償却額 (千円) (貸倒償却率)	428 (0.00%)	- (-)	- (-)	10,478 (0.01%)	- (-)
営業債権 期末残高 (千円)	66,378,185	68,213,943	67,873,829	72,267,419	72,205,083

- (注) 1. 貸倒引当率 = 営業債権に係る貸倒引当金 / 営業債権期末残高
2. 貸倒償却額 = 営業債権に係る貸倒引当金目的取崩額 + 貸倒損失額
3. 貸倒償却率 = 貸倒償却額 / 営業債権期末残高

競争の変化に伴うリスク

当社の主要事業である不動産担保ローン事業には、対象とする不動産の価値判断や顧客リスク判断等のノウハウが必要であり、他業種からの参入、或いは同業種からの当市場への参入は少なからず困難が伴うものと考えております。

しかしながら、今後、他業種、或いは金融機関を含む同業種からの当市場への参入により顧客獲得競争が激化し、優良顧客の獲得が十分にできなかった場合又は優良顧客を奪われた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業界全般及び当社に対するネガティブな報道に伴うリスク

当社及びローン業界に対するネガティブな報道や悪質な風評等により、それが事実であるか否かに拘らず、契約解消の増加や顧客の減少などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社の不動産担保ローン事業は、「貸金業法」、「利息制限法」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下「出資法」という。)の適用を受けております。

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして、社内規程の整備や役員及び従業員への啓蒙活動を通じて、その強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の役員及び従業員の故意又は過失により法令違反が発生した場合は、お客様との信頼関係を損なう可能性があります。また、法人として法令違反があった場合は、監督当局から業務の制限や停止等の命令並びにお客様からの当社に対する訴訟の提起及び損害賠償支払いの発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸金業法の業務規制に伴うリスク

当社は「貸金業法」第3条に基づき、1983年12月20日付で関東財務局の貸金業登録を受け、3年ごとに更新登録を行っております(登録番号 関東財務局長(13)第00035号)。この貸金業登録により各種の業務規制と、これらの規制に違反した場合の行政処分(業務の全部又は一部の停止並びに貸金業登録の取り消し等)並びに罰則等の措置が設けられております。

更に、「貸金業法」の施行に当たって、監督官庁である金融庁が定める「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び日本貸金業協会が定める「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の適用も受けており、貸金業法における行動指針が定められております。

当社は「貸金業法」、「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の遵守を徹底しており、現時点において法令に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当社並びに当社の役員及び従業員が法令に抵触した場合、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられ、又は登録が取消され、当社の事業活動に支障を来すとともに、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の法律改正等による業務規制の変更等で業務が制限された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸付金利の規制に伴うリスク

「出資法」は段階的に上限金利の引き下げが行われ、当事業年度末現在における上限金利は出資法は年20%、利息制限法は年15%(貸付元本額により年20%~15%。当社の場合は貸付元本額が1百万円を超過しますので、利息制限法で規定されている年15%以下の金利が上限として適用されます。)となっております。

当社は既に上限金利以下で貸付を行っており、当社の業績に特段の影響は生じないものと考えておりますが、今後更なる上限金利の引き下げが行われた場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 顧客情報の管理に関するリスク

当社の不動産担保ローン事業は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行令」、更に金融庁告示による「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の適用を受けており、当社は同法における個人情報取扱事業者に該当し、個人情報の適正な利用・管理が義務付けられております。

当社は「個人情報保護および安全管理に関する取扱規程」及び「個人情報保護および安全管理に関する運用細則」を制定し、社内管理体制を整備するとともに、システム面においても、データの管理、アクセス権の制限等、セキュリティの強化を図ってまいりました。同時に、コンプライアンス体制を強化し社員一人一人の意識を高める啓蒙活動を通じて個人情報や機密情報の管理の周知徹底を図っております。当社は上記法令等の遵守を徹底しており、現時点において法令に抵触する事実はないものと認識しております。

しかしながら、万一、何らかの理由により個人情報の漏洩又は同法に違反した場合には、同法による制裁を受けるだけではなく、社会的信用を失墜することになり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資金調達について

資金調達状況

当社は、営業貸付金を中心とした事業運営全般に対して必要となる資金については、銀行をはじめとした金融機関からの借入により資金調達を行っておりますが、当社の主要な借入先である金融機関が金融環境等の事情により当社への貸出方針を変更しないという保証はありません。

当社は現状では資金の調達が著しく困難ではないものと考えておりますが、今後金融市場の不安定化が生じた場合には、資金調達費用の増加や、必要資金の調達が困難となるおそれがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

金利上昇によるリスク

調達金利は市場環境等により変動いたしますが、当社では金利の動向を見据えて調達金利の固定化、金利キャップ、或いは金利スワップ等を活用することにより金利上昇リスクの軽減を図っていく方針です。

今後、金利の上昇によって資金調達コストが上昇した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達に係る財務制限条項について

当社の借入の一部には、財務制限条項が付されているものがあります。現状ではこれに抵触する可能性は低いものと認識しておりますが、今後何らかの事由により事業環境が激変し、財務制限条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失し、当該借入を一括返済することとなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスク及びオペレーショナルリスク

当社は、「情報セキュリティ基本方針」及び「業務処理パソコンおよび情報システム管理規程」等によるシステムリスク管理の基本方針に基づき、システム障害やコンピューター的不正使用等に関するセキュリティの強化に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスや火災、回線故障等の障害を受けた場合、コンピューターシステムの損害規模によっては当社の業務に支障を来し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社ではコンプライアンス体制の整備、強化に努めておりますが、当社の役員及び従業員が正確な事務処理を怠ることや、事故・不正等を起こすことによる損失の発生等により業務遂行に支障を来すおそれがあり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) イベントリスク

当社は当事業年度末現在、本店及び7支店で事業活動を行っており、テロや災害等が発生した場合、事業活動の全部又は一部を休止せざるを得なくなるおそれがあります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の育成と確保

当社の不動産担保ローン事業は、金融と不動産に関する専門的な知識を必要とするため、キャリアに応じた階層別研修や外部講師を招いての定期的な講習の実施等、採用した人材の育成に注力しております。しかしながら、採用した人材が十分に戦力となり得ない場合や、優秀な人材が採用できない場合、又は外部に流出した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害について

当社の営業店舗は東京都を中心とする首都圏に集中しております。したがって、この地域で大規模な地震や台風等による風水害が発生した場合、又は他地域において発生した大規模な地震や風水害等においても、その直接的、間接的影響により正常な営業活動を行うことができなくなる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新型コロナウイルス感染症に伴うリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大による不動産金融市場への影響は、現段階では限定的と認識しておりますが、依然として収束時期は見通せない状況が続いており、同感染症の影響が長期化した場合、地価の下落等により不動産金融市場が悪化し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の役員及び従業員が感染した場合、一時的に当該事業所の閉鎖等を行う可能性があります。これにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済活動が大きく制限され、企業収益や雇用情勢は厳しい状況で推移いたしました。

不動産金融市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であり、都心近郊における住宅地・商業地の地価に大きな変動は見られないものの、オフィスや商業施設の需要減少による空室率の上昇がみられることや、感染症拡大の収束時期の見通しが立たない現状を踏まえて、今後の不動産の流動性や不動産価格の動向により一層留意する必要があります。

このような環境の下、当社においては、従来通り「債権の健全性」を重視した顧客開拓を行った結果、当事業年度末における営業貸付金残高は、前事業年度末の72,267,419千円から62,335千円（0.1%）減少の72,205,083千円となりました。

当事業年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりです。

イ．財政状態

(a) 資産の部

流動資産

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末の75,326,724千円から2,831,596千円（3.8%）増加の78,158,320千円となりました。これは主として現金及び預金が2,912,555千円（107.7%）の増加となったこと等によるものです。

固定資産

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末の683,987千円から15,547千円（2.3%）減少の668,440千円となりました。これは主として、投資その他の資産のその他に含まれる保証金の減少があったこと等によるものです。

(b) 負債の部

流動負債

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末の15,013,114千円から1,221,965千円（8.1%）減少の13,791,149千円となりました。これは主として未払法人税等が156,464千円（22.0%）の増加となったものの、短期借入金が1,000,000千円（100.0%）の減少、1年以内返済予定の長期借入金が368,556千円（2.8%）の減少となったこと等によるものです。

固定負債

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末の23,704,776千円から1,850,894千円（7.8%）増加の25,555,671千円となりました。これは主として、長期借入金が1,795,932千円（7.9%）の増加となったこと等によるものです。

(c) 純資産の部

配当金の支払い1494,640千円があった一方、当期純利益を2,681,760千円計上したことにより、利益剰余金が前事業年度比2,187,120千円（6.3%）の増加となり、当事業年度末における純資産は、前事業年度末の37,292,820千円から2,187,120千円（5.9%）増加の39,479,941千円となりました。なお、自己資本比率は50.1%（前事業年度末は49.1%）となりました。

ロ．経営成績

(a) 営業収益

営業貸付金利息は、平均貸出利率が低下したものの、期中平均営業貸付金残高が前事業年度比3.2%の増加となったこと等により、前事業年度比121,532千円（2.7%）の増加となりました。

その他の営業収益は、解約違約金が前事業年度比28,390千円（9.4%）の減少となったこと等により、前事業年度比32,796千円（2.4%）の減少となりました。

以上の結果、当事業年度における営業収益は前事業年度比88,735千円（1.5%）増加の5,910,937千円となりました。

(b) 営業費用

金融費用は、期中平均有利子負債残高が前事業年度比3.4%の増加となったものの、平均調達金利が低下したことにより、前事業年度比29,400千円（9.8%）の減少となりました。

その他の営業費用は前事業年度比52,498千円（3.6%）の増加となりました。

以上の結果、当事業年度における営業費用は前事業年度比22,921千円（1.3%）増加の1,796,472千円となりました。

(c) 営業利益

前述のとおり、当事業年度における営業費用は、前事業年度比22,921千円（1.3%）の増加となったものの、営業収益は、前事業年度比88,735千円（1.5%）の増加となったことから、営業利益は前事業年度の4,048,651千円に比べて65,813千円（1.6%）増加の4,114,465千円となりました。

(d) 経常利益

営業外収益、営業外費用ともに経常利益に大きな影響を与えるものはなく、経常利益は前事業年度の4,051,293千円に比べて64,657千円（1.6%）増加の4,115,950千円となりました。

(e) 特別利益、特別損失

特別利益、特別損失ともに損益に大きな影響を与えるものはなく、特別利益は前事業年度比187千円（100.0%）の減少、特別損失は前事業年度比750千円（33.3%）の減少となりました。

(f) 当期純利益

法人税等合計は前事業年度比5,249千円（0.4%）の増加となり、当事業年度における当期純利益は、前事業年度の2,621,790千円に比べて59,970千円（2.3%）増加の2,681,760千円となりました。

なお、当社は不動産担保ローン事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載は行っておりません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて2,912,555千円増加し、5,616,739千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは3,011,499千円の収入(前年同期は、1,870,682千円の支出)となりました。

これは主として、法人税等の支払額1,300,569千円等による支出があったものの、税引前当期純利益4,114,450千円による収入に加え、営業貸付金の減少額62,335千円による収入を計上したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは33,446千円の支出(前年同期は、24,364千円の収入)となりました。

これは主として、会員権の売却による収入が10,000千円あったものの、有形固定資産の取得による支出が21,901千円あったことに加え、関係会社貸付金の純増加額20,000千円による支出があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは65,497千円の支出(前年同期は、2,012,093千円の収入)となりました。

これは、有利子負債の純増加額427,375千円による収入があったものの、配当金の支払額492,872千円による支出があったことによるものです。

特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく貸付金(営業貸付金)の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」(1999年5月19日 大蔵省令第57号)に基づく営業貸付金の状況は次のとおりです。

イ. 貸付金種別残高内訳

貸付種別	当事業年度 (2021年3月31日)				平均約定 利率 (%)
	件数	残高(千円)		構成割合 (%)	
		構成割合 (%)	構成割合 (%)		
消費者向					
無担保(住宅向を除く)	-	-	-	-	-
有担保(住宅向を除く)	2,246	41.7	18,855,309	26.1	5.87
住宅向	91	1.7	910,780	1.3	5.86
計	2,337	43.4	19,766,089	27.4	5.87
事業者向					
計	3,049	56.6	52,438,994	72.6	5.34
合計	5,386	100.0	72,205,083	100.0	5.49

(注) 件数は同一顧客の場合でも契約が異なる場合は1件として計算しておりますので、顧客数での表示とは相違があります。

ロ．調達別内訳

借入先等	当事業年度 (2021年3月31日)	
	残高(千円)	平均調達金利 (%)
金融機関等からの借入	37,182,381	0.68
その他	-	-
社債・CP	-	-
合計	37,182,381	0.68
自己資本	40,714,049	-
資本金・出資額	2,307,848	-

(注)「自己資本」は、資産の合計額より負債の合計額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額です。

ハ．業種別貸付金残高内訳

業種別	当事業年度 (2021年3月31日)			
	先数		残高(千円)	
		構成割合 (%)		構成割合 (%)
製造業	75	2.2	1,644,145	2.3
建設業	115	3.3	2,479,940	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
運輸・通信業	73	2.1	1,353,524	1.9
卸売・小売業、飲食店	260	7.5	5,801,490	8.0
金融・保険業	17	0.5	333,706	0.5
不動産業	163	4.7	9,371,452	13.0
不動産賃貸業	346	9.9	15,904,683	22.0
サービス業	389	11.2	7,601,525	10.5
個人	1,675	48.2	19,766,089	27.4
その他	363	10.4	7,948,523	11.0
合計	3,476	100.0	72,205,083	100.0

(注)先数は顧客数で表示いたしております。

二．担保別貸付金残高内訳

受入担保の種類	当事業年度 (2021年3月31日)	
	残高(千円)	構成割合(%)
有価証券	-	-
うち株式	-	-
債権	-	-
うち預金	-	-
商品	-	-
不動産	72,205,083	100.0
財団	-	-
その他	-	-
計	72,205,083	100.0
保証	-	-
無担保	-	-
合計	72,205,083	100.0

ホ．期間別貸付金残高内訳

期間別	当事業年度 (2021年3月31日)			
	件数	構成割合 (%)	残高(千円)	
			構成割合 (%)	構成割合 (%)
1年以下	137	2.5	6,888,125	9.5
1年超 5年以下	2,029	37.7	34,816,785	48.2
5年超 10年以下	2,221	41.2	23,162,767	32.1
10年超 15年以下	762	14.2	5,842,167	8.1
15年超 20年以下	206	3.8	1,110,068	1.5
20年超 25年以下	25	0.5	121,124	0.2
25年超	6	0.1	264,044	0.4
合計	5,386	100.0	72,205,083	100.0
1件当たり平均期間	4.9年			

(注) 1．件数は同一顧客の場合でも契約が異なる場合は1件として計算しておりますので、顧客数での表示とは相違があります。

2．期間は約定期間によっております。

営業の実績

イ．営業収益の実績

当事業年度の営業収益をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
不動産担保ローン事業 (千円)	5,910,937	1.5
報告セグメント計 (千円)	5,910,937	1.5
合計 (千円)	5,910,937	1.5

(注) 消費税等につきましては、税込方式で表示しております。

ロ．営業貸付金増減額及び残高

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
期首残高	67,837,042	72,267,419
期中貸付額	31,080,863	30,802,066
期中回収額	26,640,007	30,864,401
破産更生債権等振替額	-	-
貸倒償却額	10,478	-
期末残高	72,267,419	72,205,083
平均貸付金残高	68,889,001	71,086,856

ハ．営業貸付金残高の内訳

利率別貸付金残高内訳

利率別	前事業年度 (2020年3月31日)				当事業年度 (2021年3月31日)			
	件数		残高(千円)		件数		残高(千円)	
		構成割合 (%)		構成割合 (%)		構成割合 (%)		構成割合 (%)
0.0%超 4.0%以下	142	2.4	6,306,157	8.7	132	2.5	10,395,253	14.4
4.0%超 5.0%以下	567	9.5	15,720,085	21.8	717	13.3	19,890,536	27.6
5.0%超 6.0%以下	1,515	25.3	21,459,853	29.7	1,744	32.4	22,880,024	31.7
6.0%超 7.0%以下	1,655	27.7	17,700,164	24.5	1,228	22.8	11,537,745	16.0
7.0%超 8.0%以下	1,863	31.1	10,280,955	14.2	1,445	26.8	7,108,905	9.8
8.0%超 9.0%以下	225	3.8	780,010	1.1	114	2.1	385,112	0.5
9.0%超 10.0%以下	13	0.2	20,191	0.0	6	0.1	7,505	0.0
合計	5,980	100.0	72,267,419	100.0	5,386	100.0	72,205,083	100.0

(注) 件数は同一顧客の場合でも契約が異なる場合は1件として計算しておりますので、顧客数での表示とは相違があります。

二．調達実績
借入先別内訳

借入先別	前事業年度 (2020年3月31日)			当事業年度 (2021年3月31日)		
	調達額 (千円)	返済額 (千円)	期末残高 (千円)	調達額 (千円)	返済額 (千円)	期末残高 (千円)
都市銀行	2,800,000	1,919,932	6,465,364	4,290,000	3,363,684	7,391,680
地方銀行	8,400,000	6,944,991	20,489,996	9,520,000	7,761,151	22,248,845
信託銀行	300,000	624,920	1,260,310	300,000	685,120	875,190
その他銀行	3,500,000	1,900,000	6,250,000	1,500,000	2,275,000	5,475,000
保険会社	-	160,000	315,000	-	160,000	155,000
事業会社	1,200,000	1,101,447	1,606,335	-	569,668	1,036,666
証券化借入金	-	1,044,000	368,000	-	368,000	-
合計	16,200,000	13,695,291	36,755,006	15,610,000	15,182,624	37,182,381

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものです。従いまして、将来に関する事項には不確実性が内在している、或いはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性がありますのでご留意ください。

財政状態及び経営成績の分析

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、不動産市況の動向等があります。

本報告書提出日現在において、新型コロナウイルス感染症による不動産市況への影響は限定的であるものの、同感染症の影響が長期化した場合の動向には不確実性が内在しており、当社を取り巻く経営環境は不透明な状況で推移すると見込まれます。このような中であっても、従来からの基本方針である「財務の健全性」を重視し、新規貸出に際しての与信審査及び債権管理を徹底したうえで、貸倒れを抑えたローコスト経営を堅持することで、着実な成長を続けてまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表で採用した重要な会計方針は、第5 [経理の状況] (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性

当社の営業活動における資金需要の主なものは営業貸付金を中心としたものであり、当該資金需要については、自己資金及び金融機関からの借入れにより必要資金を調達しております。

また、当社では、貸付予定等を勘案した資金管理を日々行っており、手許流動性と有利子負債との適正バランスを考えながら、資金の効率化を図っております。

なお、当事業年度のキャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、総額23,446千円（無形固定資産への投資も含む。）の設備投資を行いました。
主なものとしては、社有車の取得です。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)	
		建物 (千円)	構築物 (千円)	車両運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	統括業務施設 及び営業設備	34,123	37	13,897	-	5,457	14,815	68,331	33
銀座支店 (東京都中央区)	営業設備	2,880	-	-	-	-	1,166	4,047	6
新宿支店 (東京都渋谷区)	営業設備	2,522	-	-	-	-	594	3,116	7
池袋支店 (東京都豊島区)	営業設備	2,537	-	-	-	-	297	2,834	6
上野支店 (東京都台東区)	営業設備	4,954	-	-	-	-	371	5,326	5
立川支店 (東京都立川市)	営業設備	1,432	-	-	-	-	534	1,967	5
横浜支店 (神奈川県横浜市西区)	営業設備	3,521	-	-	-	-	902	4,424	7
大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区)	営業設備	2,067	-	0	-	-	562	2,629	5
保養所 (静岡県賀茂郡東伊豆町)	福利厚生設備	11,916	-	-	1,440 (32.26)	-	0	13,356	-
賃貸不動産 (東京都豊島区)	住宅	0	-	-	-	-	5,000	5,000	-

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに借地権であり、建設仮勘定は含んでおりません。
2. 当社は不動産担保ローン事業の単一セグメントであるため「セグメントの名称」の記載を省略しております。
3. 本社及び支店は全て賃借しており、その賃借料は年間126,222千円です。
4. 上記金額には消費税等を含んでおります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,980,500	32,980,500	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	32,980,500	32,980,500	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年7月1日 (注)	21,987,000	32,980,500	-	2,307,848	-	-

(注) 株式分割(1:3)によるものです。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	14	24	84	54	20	11,126	11,322	-
所有株式数 (単元)	-	16,658	2,549	132,006	32,902	59	145,610	329,784	2,100
所有株式数の割合 (%)	-	5.0	0.8	40.0	10.0	0.0	44.2	100.0	-

(注) 自己株式4,500株は「個人その他」に45単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社フレキシブル	東京都中央区銀座6丁目4-9	10,994,400	33.34
草間 庸文	東京都目黒区	10,129,800	30.72
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,383,500	4.20
ビービーエイチ・フィデリティ・ピューリタン・フィデリティ・シリーズ・イントロリック・オポチュニティズ・ファンド (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,035,600	3.14
UBS AG SINGAPORE - FUKUOKA RESIDENTS (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 1 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	778,600	2.36
株式会社山和	東京都渋谷区渋谷2丁目9-9	770,100	2.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	722,100	2.19
ビービーエイチ・フォー・フィデリティ・ロー・プライズ・ストック・ファンド(プリンシパル・オール・セクター・サブポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	392,890	1.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	337,800	1.02
草間 康子	東京都目黒区	270,000	0.82
計	-	26,814,790	81.32

(注)1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 337,800株

2. 当事業年度末現在における株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,973,900	329,739	-
単元未満株式	普通株式 2,100	-	-
発行済株式総数	32,980,500	-	-
総株主の議決権	-	329,739	-

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アサックス	東京都渋谷区広尾一丁目3番14号	4,500	-	4,500	0.01
計	-	4,500	-	4,500	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	4,500	-	4,500	-

3【配当政策】

利益配分に関する基本方針といたしましては、1株当たり利益水準を高めるべく収益力の向上に努め、その収益力を基準に企業体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の確保等を考慮したうえで増配等の方策により、株主に対し積極的に利益還元を行う方針です。このような基本方針を踏まえて、配当性向は概ね20%といたしておりますので、当期利益の増減に伴い配当金も変動させていく方針です。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり18円としております。

当社は取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会又は取締役会、中間配当については取締役会です。なお、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議により、自己の株式の取得及び配当等を行うことができる旨、また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保金につきましては営業貸付金に充当し営業力の強化を図っていく方針です。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年6月29日 定時株主総会決議	593,568	18

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「信頼経営」を根幹に据えており、中長期的に成長を遂げていくうえで、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の様々なステークホルダーと信頼関係を築き上げていく経営を実践していくためにコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と認識しております。

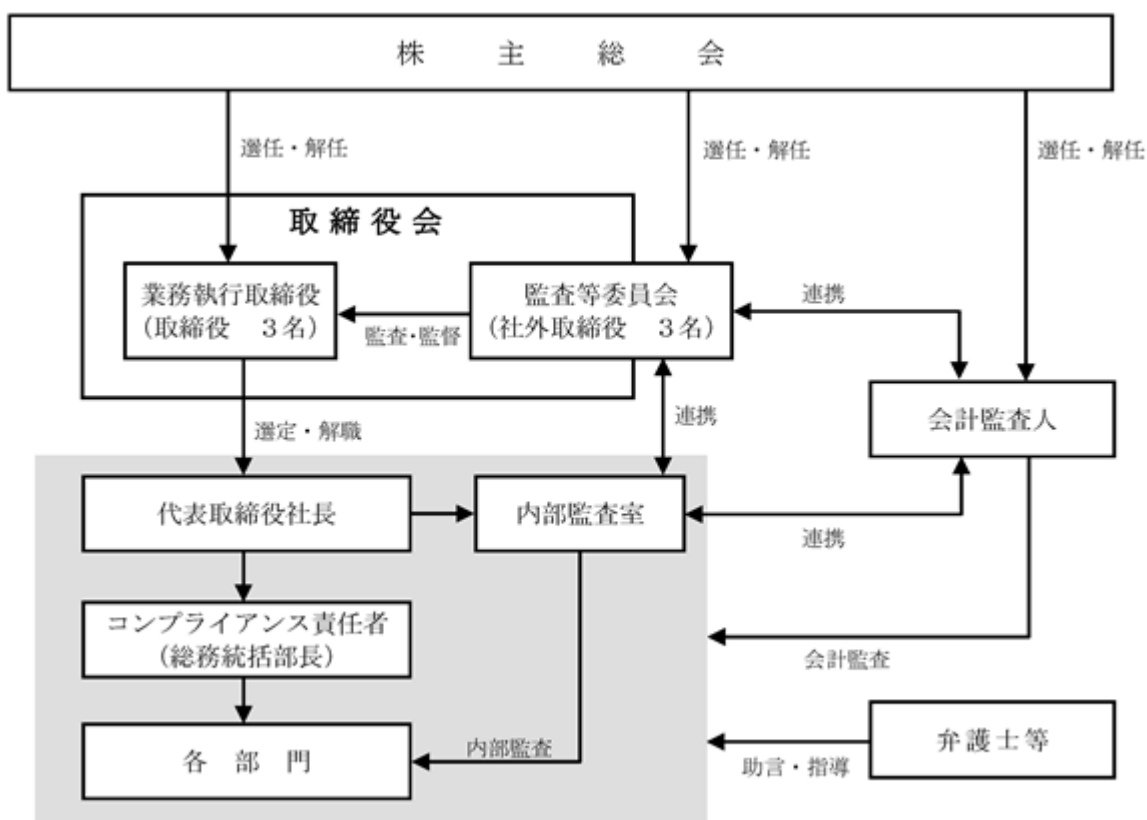
このような認識の下、コンプライアンスの徹底を前提に、当社の経営課題や取り巻く環境変化に一步先をいく意思決定と実行のスピードアップを推進し、企業価値の向上を目指すとともに、健全性及び透明性の絶えざる高度化に努め、適時かつ正確な情報開示体制を構築していくことであらゆるステークホルダーからの信頼を確保し、その利益の最大化を図ることを基本方針といたしております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

提出日現在における当社の企業統治の体制は、以下のとおりです。

イ．企業統治の体制の概要

当社は経営の安全性と透明性を高めるため、以下の体制、組織を構築しております。



(a) 取締役会による「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」

当社の取締役会は、取締役6名（うち3名は監査等委員）で構成されており、経営課題や取り巻く環境変化に一步先を行く迅速な意思決定と実行のスピードアップが図れるよう、「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」を担っております。

(取締役会構成員の氏名等)

議長 代表取締役社長 草間雄介

構成員 代表取締役会長 草間庸文、取締役 池尻周平

社外取締役 松崎孝夫、社外取締役 成田隆一、社外取締役 林康司

(b) 監査等委員会制度を中心とするモニタリング

当社は、監査等委員会制度を中心として経営のモニタリングを実施しております。当社の監査等委員会
は、監査等委員3名（いずれも社外取締役）で構成されており、各監査等委員は、取締役会その他重要な会
議に出席するほか、代表取締役との意見交換、定期的な取締役等からの業務執行状況の聴取、内部監査部門
との積極的な情報交換などにより、取締役の職務の執行を監査するほか、会計監査人とも積極的に情報交換
を行い、会計監査における緊密な連携を図っております。

（監査等委員会構成員の氏名等）

議長 監査等委員長 成田隆一

構成員 監査等委員 松崎孝夫、監査等委員 林康司

(c) 内部監査体制及び監査等委員会・会計監査人との連携

当社は、内部監査を行う独立した部門として内部監査室を設置して「業務監査」を実施しております。内
部監査室は監査等委員会や会計監査人との情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図りながら、内部監査機
能の強化に努めております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社においては、独立性を保持し、法律や税務会計等の専門知識等を有する複数の社外取締役（監査等委員
会）が、会計監査人・内部監査室との積極的な連携を通じて行う「監査」と、取締役会による「経営戦略の立
案」「業務執行の監督」とを調和させ、ガバナンスの有効性を図っております。かかる体制は、当社のコーポ
レート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断して
おりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「会社創業以来の経営理念であるお客様第一主義を基本とし、常に公正・中立の立場に立ち、質の
高いサービスを提供することにより豊かな社会づくりに貢献する」ことを目標とし、株主、お客様、取引先、
従業員などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを当社の行動原理・原則である「ア
サックス企業行動憲章」にて宣言しております。

また、当社の企業価値の向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリ
スクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの
基本認識のもと、以下の通り「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この方針に基づき体制の
整備を進めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、コンプライアンスが経営の最重要課題の一つであるとの認識のもと、「アサックス企業行動憲
章」を制定し、法令遵守はもとより社会規範や倫理に則った企業活動を遂行することを基本方針とする。
- 2) 「コンプライアンス規程」をはじめとした社内の諸規程を制定して取締役及び使用人に周知徹底を図
り、以下の体制を整備・運用する。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監
視・監督する。

監査等委員会は、取締役の職務執行状況につき、監査基準及び監査計画に基づき監査を行う。

コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、総務統括部長をコンプライアンス責任者に任命
し、会社全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

コンプライアンス推進部署による研修等のコンプライアンス教育を通して、継続的に研鑽を積む環境
を整備する。

内部通報制度を設け、その実効性を確保するために通報者の匿名性保持、通報に基づく調査・措置、
通報者の不利益取扱の禁止等の措置を講じる。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は、法令、定款及び「文書管理規
程」をはじめとした社内規程に基づき適正に保存及び管理を行う。
- 2) 情報の管理に関しては「個人情報保護および安全管理に関する取扱規程」及び「個人情報保護および安
全管理に関する運用細則」を策定し、遵守の徹底を図る。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。
- 2) 「リスク管理規程」により、リスクの定義及びリスク管理部署を定め、当社を取り巻くリスクに対し、リスクの排除、予防及びリスクによる不測の損失に対し効果的に対処する管理体制を整備する。
- 3) 万一、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織して迅速な対応を行い、損失の拡大を防止し、これを最小限に止めるよう努める。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。
- 2) 「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」において職務の分掌及び権限について詳細を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- 3) 取締役会の事務局を設置し、資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、付議基準に定める事項が適時に上程・審議できる体制を確保する。

(e) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備する。

- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を行うとともに、当社からの役員の派遣、当社監査等委員会及び内部監査室による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。
- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社において「リスク管理規程」を定めてリスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社が抱えるリスクを把握し、適正に管理する。
- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社から派遣した役員に業務執行を委嘱し、効率的に子会社の取締役の職務の執行が行われることを確保する。
- 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、子会社に、その事業内容に応じて「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の体制を構築及び運用させる。

(f) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえで必要な人員を配置する。

(g) 前号の取締役及び使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 前号の取締役及び使用人の任命・異動等の人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
- 2) 前号の取締役及び使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(h) 監査等委員会への報告に関する体制

1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況の報告を行う。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに常勤の監査等委員に報告を行い、常勤の監査等委員は臨時監査等委員会を招集し、事実の報告を行う。

2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社は、子会社の取締役及び使用人がその業務執行に関し当社の監査等委員会から報告を求められた場合、速やかに報告するための体制を整備する。

「コンプライアンス規程」により子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に直接報告を行うことができる体制を整備する。

(i) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するために、「コンプライアンス規程」において報告者の不利益取扱いの禁止等の措置を規定する。

(j) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を処理するものとする。

(k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。

2) 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人との連携を保ち、意見交換及び情報交換により監査等委員会の監査の実効性を確保する。

(l) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「アサックス企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを宣言し、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンス規程」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとする。

(m) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、内部監査室が代表取締役社長の指示の下、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の態勢構築・整備を推進する。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社における経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業内容におけるリスクの適正な分析・評価・検討を行うため、「リスク管理規程」に基づき、リスクの種類に応じて主管部署及び管理責任者を定めております。

管理責任者は、日頃からリスク管理の重要性を啓蒙するとともに、万一不測の事態が発生した場合は直ちに取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の専門家を含めた対策チームを組織して迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えております。

また、定期的に行う内部監査を通してリスクを未然に防止するよう努めるとともに、リスク管理体制の有効性を検証しております。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の「(e) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に定める方針に基づき体制の整備を進めております。

ニ．取締役の定数

当社は取締役の員数を11名以内とし、取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ヘ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

チ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役及び第47期定時株主総会終結前の行為に関する監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。これは取締役が経営の執行等を行うに当たり、各々の期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

リ．取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現時点で責任限定契約の締結はありません。

ヌ．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、株主への機動的な利益還元を行うために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨についても定款に定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	草間 庸文	1949年 9月26日生	1973年 4月 安田生命保険相互会社入社 1974年 9月 当社取締役 1975年 9月 株式会社山和住宅 (現株式会社山和) 入社 1981年11月 当社取締役 1993年 1月 当社代表取締役 1994年 5月 当社代表取締役社長 2005年11月 株式会社山和住宅 (現株式会社山和) 代表取締役 辞任、取締役就任 2007年11月 株式会社山和取締役辞任 2020年 6月 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 4	10,129,800
代表取締役 社長 兼審査部長	草間 雄介	1985年 5月 9日生	2008年 4月 オリックス株式会社入社 2008年 4月 株式会社フレキシブル取締役 (現任) 2013年 3月 当社入社 2013年 6月 当社取締役 2015年 5月 当社取締役審査部長・管理部門担当 2017年 6月 当社常務取締役審査部長・管理部門担当 2020年 6月 当社代表取締役社長兼審査部長 (現任)	(注) 4	225,000
取締役 営業統括部長 管理部門担当	池尻 周平	1978年 6月20日生	2002年 3月 当社入社 2008年 2月 当社銀座支店長 2010年 2月 当社本社営業課長 2016年 5月 当社本社営業部長 2016年 6月 当社取締役営業統括部長 2020年 6月 当社取締役営業統括部長・管理部門担当 (現任)	(注) 4	6,900
取締役 (監査等委員)	松崎 孝夫	1955年 9月25日生	1979年 4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行 1999年 9月 同行東京支店東京営業第二部長 2009年10月 同行執行役大阪支店長 2010年 9月 同行常務執行役員大阪支店長 2010年10月 同行常務執行役員法人部門副部門長兼法人営業統 轄本部長 2012年 2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構常務取 締役 2014年 6月 当社取締役 2016年 4月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取 締役 (現任) 2016年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 5	600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	成田 隆一	1971年4月19日生	1995年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)入行 1998年7月 建設省(現国土交通省)出向 2000年6月 安田信託銀行株式会社復帰 2001年4月 プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザーサービス株式会社(現PwCアドバイザー合同会社)入社 2002年11月 エートス・ジャパン・エルエルシー入社 2004年6月 株式会社吉村総合計画鑑定取締役COO 2007年8月 株式会社フローク・アドバイザー設立、代表取締役社長(現任) 2008年10月 トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー(現任) 2013年3月 株式会社JBSファシリティーズ社外取締役(現任) 2013年12月 SGアセットマックス株式会社投資委員会外部委員(現任) 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	-
取締役 (監査等委員)	林 康司	1965年2月27日生	1995年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1995年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2000年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー 2007年1月 TMI総合法律事務所パートナー 2013年12月 新堂・松村法律事務所マネージング・パートナー 2016年6月 株式会社MS&Consulting社外取締役(現任) 2017年4月 林総合法律事務所設立、代表弁護士(現任) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	-
計					10,362,300

(注)1. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりです。

委員長 成田隆一、委員 松崎孝夫、委員 林康司

2. 代表取締役社長草間雄介は、代表取締役会長草間庸文の二親等内の親族です。
3. 松崎孝夫、成田隆一及び林康司は、社外取締役です。
4. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
6. 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
7. 所有株式数は、2021年3月31日現在のものです。

社外役員の状況

イ．社外取締役の主な活動状況

当事業年度における取締役会及び監査等委員会における出席並びに発言状況

当事業年度における社外取締役は4名（いずれも監査等委員）です。

社外取締役の活動状況につきましては、取締役橋本鉄郎は当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに出席し、金融機関における豊富な経験と幅広い専門知識に基づいた発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、当事業年度中に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。

なお、取締役橋本鉄郎は、2021年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。これにより、本報告書提出日現在における社外取締役は3名（いずれも監査等委員）となりました。

取締役松崎孝夫は当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに出席し、金融機関における豊富な経験と幅広い専門知識に基づいた発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、当事業年度中に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。

取締役成田隆一は当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに出席し、不動産鑑定士としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、当事業年度中に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。

取締役林康司は2020年6月26日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、2020年6月26日就任以降、当事業年度中に開催された監査等委員会9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等必要な発言を適宜行っております。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」を担う取締役会に対し、客観的・中立的立場からの経営監視機能を強化することが重要であると考えております。現状では、社外取締役による監督又は監査が実施されることによって、外部からの経営監視機能が確保されていると認識しております。

ロ．取締役等との意見交換

社外取締役は、定期的開催される取締役会のほか、取締役等とのミーティングを適宜開催し、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について率直な意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督、監査及び会計の監査を行っております。

ハ．社外取締役の機能及び役割

社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督又は監査及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

ニ．社外取締役の独立性に関する考え方

当社において、社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

ホ．当社と当社の社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役松崎孝夫は、当社の株式を600株保有しております。

なお、上記以外の社外取締役2名と当社との間には、特別な人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

ヘ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査等委員会の組織は、内部監査につきましては代表取締役社長直轄下に内部監査室を設置、監査等委員会につきましては監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されております。

内部監査につきましては、内部監査室長に業務経験豊富な者を登用し、業務執行部門における関連法令及び社内規程の遵守状況、業務プロセスの適正性の監査を目的として、内部監査規程に基づき、年間の計画を立案し、代表取締役社長承認のうえ「業務監査」を実施しております。また内部監査室は、金融商品取引法の内部統制報告制度への対応の一環として、当社の「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しております。こうした「業務監査」及び「財務報告に係る内部統制の評価」の結果については、代表取締役社長及び監査等委員会並びに会計監査人に報告し、積極的な情報交換を通じて効率的で実効性のある監査の実施を図っております。

監査等委員会につきましては、「法令、定款に基づき、会社業務の執行が適法かつ的確に行われているかについて重点監査を行う。」との監査方針及び監査計画に基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務の調査等により取締役の職務執行を監査するとともに、業務執行部門に対しても原則として年1回の監査を実施し、内部監査室との連携を図っております。また、会計監査人による監査実施状況のヒアリングや監査現場への立会い等を通じて意見交換等の連携を強化し、会計監査における緊密な連携を図っております。

なお、当社は、以下のとおり法律及び財務会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員を選任しております。

- ・取締役（監査等委員）松崎孝夫は、金融機関における豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。
- ・取締役（監査等委員）成田隆一は、不動産鑑定士の資格を有しております。
- ・取締役（監査等委員）林康司は、弁護士の資格を有しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

「4 コーポレートガバナンスの状況等 (2) 役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

20年間

c. 業務を執行した公認会計士

吉田 亮一

三木 康弘

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

会計士試験合格者等 2名

その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(日本監査役協会)に記載されている会計監査人の選定基準項目に照らし、会計監査人に求められる専門性、監査品質、独立性等を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていることを選定方針としております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(日本監査役協会)に記載されている、会計監査人の評価基準項目に従い監査法人に対して評価を行っております。

この評価基準に照らし評価を実施した結果、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、独立性・専門性ともに問題ないと認識しております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
23,540	570	24,750	-

前事業年度の当社における非監査業務の内容は、資金調達に関する合意された手続業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、過年度の監査時間及び報酬の推移、監査計画と実績の状況等を総合的に勘案した結果、監査計画と報酬の見積りは妥当であると認め、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年4月2日開催の取締役会において、監査等委員である取締役4名（いずれも社外取締役）が出席し、十分な議論を尽くした上で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

なお、2016年6月29日開催の第47回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については年額200,000千円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額については年額15,000千円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数は4名（いずれも社外取締役）です。

ロ. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容は以下のとおりです。

(a) 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）

金銭報酬である固定報酬、賞与及び退任時に支給する退職慰労金で構成しております。

固定報酬については、持続的な企業価値向上に資するものであること、及び優秀な人材の確保を実現するものであることを基本として決定することとしております。

具体的には、会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長の協議の上、各取締役への年間報酬額を決定し、当該年間報酬額を12等分した金額を毎月現金で支給することとしております。

賞与については、当社の営業成績に応じて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬とは別に株主総会の決議を経て決定することとしております。株主総会の決議が、個々の取締役が受けるべき賞与の額を示さなかった時の配分は、取締役としての個々の業務執行状況を評価して取締役会で決定することとしております。

退職慰労金については、所定の基準に従いその相当額の範囲内で支給することを株主総会にて決議することとしております。所定の基準としては、「役員退職慰労金規程」を制定しており、個別の支給額、支給方法及び支給時期については、取締役会における一任決議に基づき代表取締役社長が相当額の範囲内で決定することとしております。

(b) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

その役割及び独立性の観点から金銭報酬である固定報酬のみとし、固定報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長及び代表取締役社長の協議の上、各取締役への年間報酬額を決定し、当該年間報酬額を12等分した金額を毎月現金で支給することとしております。

八. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、当事業年度においては、役員報酬の内容の決定に関する方針は定めておりませんが、2020年3月6日開催の取締役会における再一任決議に基づき代表取締役会長草間庸文（なお、決議当時の役位は代表取締役社長）が個人別の報酬額を決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監査等委員である取締役の意見を得心することとしており、監査等委員会は、当該報酬が会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案したものであり、内規に則した適切なものであると判断しております。

二．取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における各取締役への固定報酬の決定は、2020年3月6日開催の取締役会における再一任決議に基づき、代表取締役会長草間庸文（なお、決議当時の役位は代表取締役社長）に委任しております。その権限の内容は、会社の業績、職責・役位、経営への貢献度及び従業員給与とのバランス等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役への年間報酬額を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務や職責の評価を行うのに最も適していると判断したからです。また、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、監査等委員である取締役の意見を得ることとしており、監査等委員会は、当該報酬が適切であり、基本方針に沿った内容であるかどうかを多角的に検討しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	144,162	101,400	-	42,762	3
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	12,240	12,240	-	-	5

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する命令」（1999年総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,704,183	5,616,739
営業貸付金	2,347,267,419	2,347,205,083
販売用不動産	40,862	-
前払費用	22,569	33,728
その他	371,490	382,470
貸倒引当金	79,800	79,700
流動資産合計	75,326,724	78,158,320
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	172,165	165,955
構築物(純額)	141	137
車両運搬具(純額)	14,893	13,897
工具、器具及び備品(純額)	121,147	119,245
土地	1,440	1,440
有形固定資産合計	99,688	100,576
無形固定資産		
借地権	5,000	5,000
ソフトウェア	17,188	5,457
その他	7,876	7,876
無形固定資産合計	30,065	18,334
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	10,000
繰延税金資産	425,566	448,445
その他	118,667	91,084
投資その他の資産合計	554,234	549,529
固定資産合計	683,987	668,440
資産合計	76,010,712	78,826,761

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,000,000	-
1年以内返済予定の長期借入金	2 13,151,856	2 12,783,299
未払金	60,196	57,484
未払費用	38,067	37,856
未払法人税等	712,062	868,527
預り金	12,224	12,959
前受収益	9,694	6,692
賞与引当金	27,907	23,908
その他	1,106	420
流動負債合計	15,013,114	13,791,149
固定負債		
長期借入金	2 22,603,149	24,399,082
退職給付引当金	90,700	98,300
役員退職慰労引当金	989,438	1,032,200
その他	21,489	26,089
固定負債合計	23,704,776	25,555,671
負債合計	38,717,891	39,346,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,307,848	2,307,848
利益剰余金		
利益準備金	517,358	566,822
その他利益剰余金		
別途積立金	31,700,000	33,800,000
繰越利益剰余金	2,768,864	2,806,520
利益剰余金合計	34,986,222	37,173,343
自己株式	1,250	1,250
株主資本合計	37,292,820	39,479,941
純資産合計	37,292,820	39,479,941
負債純資産合計	76,010,712	78,826,761

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
営業貸付金利息	4,479,377	4,600,909
その他の営業収益		
手数料収入	798,569	793,499
解約違約金	302,138	273,748
不動産売上高	32,000	27,000
その他	210,116	215,779
その他の営業収益計	1,342,824	1,310,028
営業収益合計	5,822,202	5,910,937
営業費用		
金融費用		
支払利息	276,564	248,760
その他	23,626	22,030
金融費用計	300,190	270,790
売上原価		
不動産売上原価	26,433	26,257
売上原価合計	26,433	26,257
その他の営業費用		
広告宣伝費	127,370	169,512
貸倒引当金繰入額	1,478	100
役員報酬	118,800	113,640
役員退職慰労引当金繰入額	5,250	42,762
給料及び手当	376,761	384,870
賞与	80,594	84,834
賞与引当金繰入額	27,907	23,908
退職給付費用	49,686	16,152
減価償却費	32,279	34,277
租税公課	143,885	150,407
その他	482,912	479,159
その他の営業費用計	1,446,926	1,499,424
営業費用合計	1,773,550	1,796,472
営業利益	4,048,651	4,114,465
営業外収益		
受取利息	18	27
関係会社貸付金利息	470	240
受取手数料	1,655	515
雑収入	498	713
営業外収益合計	2,642	1,497
営業外費用		
固定資産除却損	-	12
営業外費用合計	-	12
経常利益	4,051,293	4,115,950
特別利益		
固定資産売却益	187	-
特別利益合計	187	-
特別損失		
会員権評価損	2,250	-
会員権売却損	-	1,500
特別損失合計	2,250	1,500
税引前当期純利益	4,049,230	4,114,450
法人税、住民税及び事業税	1,427,804	1,455,569
法人税等調整額	363	22,878
法人税等合計	1,427,440	1,432,690
当期純利益	2,621,790	2,681,760

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,307,848	467,894	29,500,000	2,891,177	32,859,072	1,250	35,165,670	35,165,670
当期変動額								
別途積立金の積立	-	-	2,200,000	2,200,000	-	-	-	-
剰余金の配当	-	49,464	-	544,104	494,640	-	494,640	494,640
当期純利益	-	-	-	2,621,790	2,621,790	-	2,621,790	2,621,790
当期変動額合計	-	49,464	2,200,000	122,313	2,127,150	-	2,127,150	2,127,150
当期末残高	2,307,848	517,358	31,700,000	2,768,864	34,986,222	1,250	37,292,820	37,292,820

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,307,848	517,358	31,700,000	2,768,864	34,986,222	1,250	37,292,820	37,292,820
当期変動額								
別途積立金の積立	-	-	2,100,000	2,100,000	-	-	-	-
剰余金の配当	-	49,464	-	544,104	494,640	-	494,640	494,640
当期純利益	-	-	-	2,681,760	2,681,760	-	2,681,760	2,681,760
当期変動額合計	-	49,464	2,100,000	37,656	2,187,120	-	2,187,120	2,187,120
当期末残高	2,307,848	566,822	33,800,000	2,806,520	37,173,343	1,250	39,479,941	39,479,941

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,049,230	4,114,450
減価償却費	32,279	34,277
貸倒引当金の増減額（は減少）	9,000	100
賞与引当金の増減額（は減少）	874	3,999
退職給付引当金の増減額（は減少）	5,300	7,600
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	5,250	42,762
固定資産売却損益（は益）	187	-
固定資産除却損	-	12
会員権評価損	2,250	-
会員権売却損益（は益）	-	1,500
受取利息	488	268
営業貸付金の増減額（は増加）	4,430,376	62,335
破産更生債権等の増減額（は増加）	36,787	-
販売用不動産の増減額（は増加）	32,724	40,862
未払消費税等の増減額（は減少）	7,345	998
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（は減少）	1,552	1,464
その他の資産の増減額（は増加）	7,895	13,944
その他の負債の増減額（は減少）	25,732	2,043
小計	352,847	4,311,799
利息の受取額	488	268
法人税等の支払額	1,518,323	1,300,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,870,682	3,011,499
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	187	-
有形固定資産の取得による支出	20,424	21,901
無形固定資産の取得による支出	421	1,544
会員権の売却による収入	-	10,000
敷金の回収による収入	23	-
関係会社貸付金の純増減額（は増加）	45,000	20,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,364	33,446
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,000,000	1,000,000
長期借入れによる収入	14,700,000	15,610,000
長期借入金の返済による支出	13,195,291	14,182,624
配当金の支払額	492,615	492,872
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,012,093	65,497
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	165,775	2,912,555
現金及び現金同等物の期首残高	2,538,408	2,704,183
現金及び現金同等物の期末残高	2,704,183	5,616,739

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

重要な会計上の見積りに関する注記

不動産担保ローン業務における貸倒引当金の計上

当事業年度に計上した金額

貸倒引当金(流動資産)	79,700千円
計	79,700

財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ. 算出方法

当社は、一般債権については貸倒実績率により算定された貸倒見積高を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した上で、当該債権の期末残高から担保不動産による回収見込額を減額して算定された貸倒見積高を貸倒引当金として計上しております。なお、担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。

ロ. 主要な仮定

担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績等を基に、路線価等の指標も参考にし、評価時点において当該不動産を不動産市場で売り出した場合に売却可能な価格を採用しております。その主要な仮定は、担保不動産による回収額が、採用した回収見込額を下回らないことであり、不動産市況の影響を受けます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による重要な影響はないと仮定しております。

ハ. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の担保不動産による回収時点において、当該担保不動産の価格に重要な下落がないとする仮定には不確実性があり、不動産市況の動向により担保不動産による回収見込額が当該債権の貸付金残高を下回った場合は、営業貸付金の回収可能性に重要な影響を与えるリスクがあります。

なお、不動産市場における実勢価格が大幅に下落した場合には、追加の個別貸倒引当金の計上が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	191,813千円	205,981千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
営業貸付金	680,114千円	6,534千円
計	680,114	6,534

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内返済予定の長期借入金	402,668千円	1,666千円
長期借入金	1,666	-
計	404,335	1,666

3 営業貸付金の方法別残高

営業貸付金は、全て証書貸付によるものであります。

4 不良債権の状況は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権	-千円	-千円
延滞債権	1,868,590	258,585
3ヶ月以上延滞債権	677,505	781,843
貸出条件緩和債権	-	-
計	2,546,095	1,040,428

(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外の貸付金であります。

3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延しているもので、破綻先債権及び延滞債権を除く貸付金であります。

4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く貸付金であります。

5 偶発債務の状況は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証業務に係る債務保証残高	19,510,758千円	23,662,670千円

(損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
車両運搬具	187千円	-千円
計	187	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	32,980,500	-	-	32,980,500
合計	32,980,500	-	-	32,980,500
自己株式				
普通株式	4,500	-	-	4,500
合計	4,500	-	-	4,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	494,640	15	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	494,640	利益剰余金	15	2020年3月31日	2020年6月29日

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	32,980,500	-	-	32,980,500
合計	32,980,500	-	-	32,980,500
自己株式				
普通株式	4,500	-	-	4,500
合計	4,500	-	-	4,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	494,640	15	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	593,568	利益剰余金	18	2021年3月31日	2021年6月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	2,704,183千円	5,616,739千円
現金及び現金同等物	2,704,183	5,616,739

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、不動産担保ローン事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行等金融機関からの資金調達を行っており、調達した資金は営業貸付金を中心とした事業運営全般に使用されております。

これらの有利子負債に係る調達金利は市場環境等により変動するため、金利変動による不利な影響が生じないように、一部の借入金に対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。なお、デリバティブ取引は当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に従い実施されております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として一般事業者及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び担保不動産の価格変動リスクに晒されております。

借入金は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、このうちの変動金利の借入は、金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部について金利スワップ取引を利用して当該リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、市場環境の変化等による有利子負債に係る調達金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「6.ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業貸付金については、「融資規程」等の内規に基づいて、適正な与信限度額の設定及び途上与信管理における債権メンテナンス（担保不動産の再評価）によりリスク低減を図っております。

デリバティブ取引については、信用力の高い国内金融機関との取引に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部の借入金に対して金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づいて実施されております。

当社において金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は営業貸付金及び借入金であり、当社は当該金融商品に関して市場リスクに関する定量的分析を行っておりません。金利以外の全てのリスク変数が一定の場合、当事業年度末現在の金利が10ベース・ポイント（0.1%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は11,236千円減少（前事業年度末は11,428千円減少）するものと考えられます。反対に、金利が10ベース・ポイント（0.1%）高ければ、11,195千円増加（前事業年度末は11,386千円増加）するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各営業店舗からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合における合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,704,183	2,704,183	-
(2) 営業貸付金(*)	72,267,419		
貸倒引当金	79,800		
	72,187,619	72,862,748	675,129
資産計	74,891,802	75,566,932	675,129
(3) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	35,755,006	35,763,414	8,408
負債計	35,755,006	35,763,414	8,408
デリバティブ取引	-	-	-

(*) 営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,616,739	5,616,739	-
(2) 営業貸付金(*)	72,205,083		
貸倒引当金	79,700		
	72,125,383	72,569,378	443,994
資産計	77,742,122	78,186,117	443,994
(3) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	37,182,381	37,184,963	2,581
負債計	37,182,381	37,184,963	2,581
デリバティブ取引	-	-	-

(*) 営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

営業貸付金については全て固定金利によっており、貸付期間及び利率ないし担保状況に応じた債権区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。また、担保による回収を予定している債権については、担保による回収見込額等に基づいて時価を算定しております。

負 債

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額()を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

() 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,703,082	-	-	-
営業貸付金	24,399,575	42,368,784	4,847,251	651,807
合計	27,102,658	42,368,784	4,847,251	651,807

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	5,615,580	-	-	-
営業貸付金	24,194,046	43,327,909	4,228,994	454,133
合計	29,809,626	43,327,909	4,228,994	454,133

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,151,856	9,647,195	6,720,972	4,284,982	1,950,000	-

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,783,299	9,961,736	7,475,372	4,894,008	2,067,966	-

(有価証券関係)

子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は10,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	745,000	360,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

当事業年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	660,000	440,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	85,400千円	90,700千円
退職給付費用	49,686	16,152
退職給付の支払額等	44,386	8,552
退職給付引当金の期末残高	90,700	98,300

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立制度の退職給付債務	90,700千円	98,300千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,700	98,300
退職給付引当金	90,700千円	98,300千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,700	98,300

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 49,686千円 当事業年度 16,152千円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	22,210 千円	22,182 千円
賞与引当金	8,545	7,320
役員退職慰労引当金	302,965	316,059
退職給付引当金	27,772	30,099
未払事業税	33,564	46,149
未収利息不計上額	3,043	2,719
会員権評価損	14,634	11,574
その他	12,828	12,340
繰延税金資産計	425,566	448,445
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	425,566	448,445

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.4
住民税均等割	0.1	0.1
留保金課税	4.1	3.7
その他	0.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2	34.8

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産担保ローン事業の単一セグメントであるため、関連情報を除き記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	不動産担保ローン	不動産販売	合計
外部顧客への営業収益 (千円)	5,789,045	33,157	5,822,202

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	不動産担保ローン	不動産販売	合計
外部顧客への営業収益 (千円)	5,882,869	28,068	5,910,937

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する事項】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	㈱山和 (注1)	東京都 渋谷区	52,918	不動産 賃貸業	(被所有) 直接 2.34	不動産の賃借	営業用店舗の賃借 (注2)	86,758	前払費用	7,296
							敷金の差入 (注2)	-	投資その他の資産 のその他(敷金)	54,781

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役草間庸文及びその近親者が合計で議決権の78.0%を直接所有している会社であります。
2. 本店及び銀座支店として利用しているものであり、賃料及び敷金の差入れは近隣の相場をもとに交渉により決定しております。なお、取引金額には消費税等が含まれております。

当事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	㈱山和 (注1)	東京都 渋谷区	52,918	不動産 賃貸業	(被所有) 直接 2.34	不動産の賃借	営業用店舗の賃借 (注2)	88,618	前払費用	7,414
							敷金の差入 (注2)	-	投資その他の資産 のその他(敷金)	54,461

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役草間庸文及びその近親者が合計で議決権の78.0%を直接所有している会社であります。
2. 本店及び銀座支店として利用しているものであり、賃料及び敷金の差入れは近隣の相場をもとに交渉により決定しております。なお、取引金額には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,130.90 円	1,197.23 円
1株当たり当期純利益	79.50 円	81.32 円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 . 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	2,621,790	2,681,760
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,621,790	2,681,760
期中平均株式数 (株)	32,976,000	32,976,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	154,932	-	-	154,932	88,977	6,210	65,955
構築物	441	-	-	441	403	4	37
車両運搬具	41,983	15,576	-	57,559	43,661	6,571	13,897
工具、器具及び備品	92,704	6,325	6,845	92,183	72,938	8,215	19,245
土地	1,440	-	-	1,440	-	-	1,440
有形固定資産計	291,501	21,901	6,845	306,557	205,981	21,001	100,576
無形固定資産							
借地権	5,000	-	-	5,000	-	-	5,000
ソフトウェア	168,546	1,544	-	170,090	164,633	13,275	5,457
その他	7,876	-	-	7,876	-	-	7,876
無形固定資産計	181,422	1,544	-	182,967	164,633	13,275	18,334

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	-	-	-
1年以内返済予定の長期借入金	13,151,856	12,783,299	0.70	-
長期借入金(1年以内返済予定のものを除く。)	22,603,149	24,399,082	0.66	2022年～2026年
計	36,755,006	37,182,381	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,961,736	7,475,372	4,894,008	2,067,966

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	79,800	-	-	(*) 100	79,700
賞与引当金	27,907	23,908	27,907	-	23,908
役員退職慰労引当金	989,438	42,762	-	-	1,032,200

(*) 当期減少額その他の内容は、見積り金額の見直しによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,158
預金	
普通預金	5,614,746
別段預金	834
小計	5,615,580
合計	5,616,739

営業貸付金

営業貸付金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (A) (千円)	当期貸付高 (B) (千円)	当期回収額 (C) (千円)	破産更生債 権等振替額 (千円)	当期貸倒 償却高 (千円)	当期末残高 (D) (千円)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	回転率(%) $\frac{(B)}{((A)+(D)) \div 2} \times 100$
72,267,419	30,802,066	30,864,401	-	-	72,205,083	29.9	42.6

(注) 主な相手先別内訳の記載につきましては第一部 企業情報 第2 事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に記載しておりますので、省略しております。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	1,541,592	2,929,311	4,463,507	5,910,937
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	1,065,008	2,043,192	3,135,885	4,114,450
四半期(当期)純利益 (千円)	687,978	1,324,318	2,057,011	2,681,760
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	20.86	40.16	62.37	81.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	20.86	19.29	22.21	18.94

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載)となります。 公告掲載URL https://www.asax.co.jp
株主に対する特典	株主優待制度 1. 対象株主 毎年3月末現在の株主名簿に記載又は記録された5単元(500株)以上保有の株主 2. 優待内容 毎年3月末の対象株主に5,000円分のQUOカードを贈呈

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第52期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月4日関東財務局長に提出

（第52期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出

（第52期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月5日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社アサックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三木 康弘

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アサックスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサックスの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業貸付金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、貸借対照表上、営業貸付金を72,205,083千円計上しており、総資産の92%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、一般債権については貸倒実績率により算定された貸倒見積高を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した上で、当該債権の期末残高から担保不動産の回収見込額を減額して算定された貸倒見積高を貸倒引当金として計上している。</p> <p>このうち、貸倒懸念債権等特定の債権について勘案される個別の回収可能価額は担保不動産の回収見込額であり、不動産金融市況が悪化し地価が下落した場合、担保不動産の回収見込額の目減りにより、債権の回収可能性に疑義が生じる可能性がある。また、担保不動産による回収見込額は、条件が類似した近隣不動産の成約実績を基に、路線価等の指標も参考にして算定されることから、当該見積りは経営者による判断を伴う。</p> <p>以上より、営業貸付金の評価は、財務諸表への潜在的な影響が大きく、担保不動産の評価については経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>営業貸付金に対する貸倒引当金の見積りの合理性について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な延滞先債権に係る担保不動産について、実際に抵当権が設定されていることを確認するため、登記事項証明書を閲覧した。 ・主要な延滞先債権に係る担保不動産について、会社の抵当順位が低い物件の有無を確認するため、貸付稟議書を閲覧した。 ・主要な延滞先債権に係る担保不動産について、会社の評価額と、期末日付近の路線価や地価公示価格を比較した。 ・主要な延滞先債権に係る営業貸付金について、帳簿価額と会社の担保評価額を比較するとともに、公表されている不動産関連の各種統計情報を調査し、不動産価格動向に著しい下落が生じていないという情報を得た。 ・評価に影響する事象を把握するために、取締役会及び監査等委員会の議事録を閲覧し、把握された事象が評価に反映されているか検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アサックスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アサックスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。